



# 鳥取県公報

平成14年 5月20日(月)  
号外第86号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(308)(経営支援課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第308号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年 5月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年 5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前													
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.425パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.4パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.425パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	略	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント														
略															
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント														
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント														
略															

